

# 流域と一体となった総合治水対策に関する プログラム評価

## 骨子（案）

1. 総合治水対策に関するプログラム評価の枠組みと流れ
  - 1.1. プログラム評価とは
  - 1.2. 本プログラム評価の対象範囲
  - 1.3. プログラム評価の実施方針
2. 総合治水対策の概要
  - 2.1. 総合治水対策の目的
  - 2.2. 総合治水対策の目標
  - 2.3. 総合治水対策の仕組み
  - 2.4. 総合治水対策の体系・施策
  - 2.5. 総合治水対策特定河川の概要
3. 総合治水対策の評価
  - 3.1. 総合治水対策の導入の経緯と必要性評価
  - 3.2. 総合治水対策の全体的評価
  - 3.3. 施策ごとの達成度評価
4. 総合治水対策の今後の方向

平成15年12月16日

国土交通省

## 1. 総合治水対策に関するプログラム評価の枠組みと流れ

### 1.1. プログラム評価とは

- ・ (プログラム評価の一般的な説明)
- ・ 総合治水対策については、次の観点からプログラム評価として取り上げた。
  - ・ 昭和 55 年に制度を創設して以来 20 年あまりが経過
  - ・ 制度創設時には予見し得なかった都市型豪雨の頻発等周辺状況が以前とは異なってきている

### 1.2. 本プログラム評価の対象範囲

- ・ 次官通達に記載された「総合治水対策」の必要性、効果等の評価
- ・ 対象 17 河川の現状等のデータを収集・分析し実施
- ・ 「総合的な治水対策」についてもあわせて簡潔に評価

### 1.3. プログラム評価の実施方針

- ・ 総合治水対策の全体的評価として、「プログラムによる被害軽減効果」と「事業効果の早期発現」について評価
- ・ 総合治水対策の必要性、各施策ごとの達成度について評価
- ・ 評価結果及び近年の社会経済情勢の変化等を踏まえ、今後の総合治水対策の方向性についてとりまとめ

## 2. 総合治水対策の概要

( ・ 5 5 年通達をもとに以下の内容を記述 )

### 2.1. 総合治水対策の目的

### 2.2. 総合治水対策の目標

### 2.3. 総合治水対策の仕組み

#### (1) 流域協議会の設置

#### (2) 流域整備計画の策定

### 2.4. 総合治水対策の体系・施策

### 2.5. 総合治水対策特定河川の概要

#### (1) 総合治水対策特定河川とは

・ ( 総合治水特定河川の採択要件を記載 )

#### (2) 総合治水対策特定河川の指定

・ ( 17 河川の採択経過を記載 )

総合治水対策特定河川一覧表

平成15年3月現在

事業採択年次	河川名	水系名	都道府県	流域面積	流域総合治水対策協議会発足日	流域整備計画策定年月日
昭和54年度	鶴見川*	鶴見川 (1級)	東京・神奈川	235km <sup>2</sup>	55年9月3日	平成元年5月15日*1
	新河岸川*	荒川 (1級)	埼玉・東京	411km <sup>2</sup>	55年8月12日	57年8月3日
	猪名川*	淀川 (1級)	大阪・兵庫	383km <sup>2</sup>	55年9月27日	57年3月29日
	引地川	引地川 (2級)	神奈川	67km <sup>2</sup>	55年11月7日	56年5月13日
	境川	境川 (2級)	神奈川・東京	211km <sup>2</sup>	55年11月7日	56年5月13日
	巴川	巴川 (2級)	静岡	105km <sup>2</sup>	55年9月10日	平成7年3月22日*1
	真間川	利根川 (1級)	千葉	66km <sup>2</sup>	55年12月1日	58年3月29日
	新川	庄内川 (1級)	愛知	259km <sup>2</sup>	55年9月3日	57年2月15日
	伏籠川*	石狩川 (1級)	北海道	161km <sup>2</sup>	55年7月1日	平成7年3月22日*1
昭和55年度	中川・綾瀬川*	利根川 (1級)	埼玉・東京・茨城	987km <sup>2</sup>	55年8月12日	平成12年7月12日*1
昭和56年度	残堀川	多摩川 (1級)	東京	35km <sup>2</sup>	56年10月21日	57年8月25日
	目久尻川	相模川 (1級)	神奈川	34km <sup>2</sup>	56年9月4日	57年7月16日
昭和57年度	大和川北部河川*	大和川 (1級)	奈良	712km <sup>2</sup>	58年2月17日	60年7月12日
	境川	境川 (2級)	愛知	264km <sup>2</sup>	57年7月15日	58年8月23日
昭和63年度	神田川	荒川 (1級)	東京	105km <sup>2</sup>	61年12月22日	平成元年4月22日
	境川	木曾川 (1級)	岐阜	54km <sup>2</sup>	平成元年3月3日	平成5年3月30日
	寝屋川	淀川 (1級)	大阪	268km <sup>2</sup>	60年11月20日	平成2年5月17日

※直轄区間を含む。

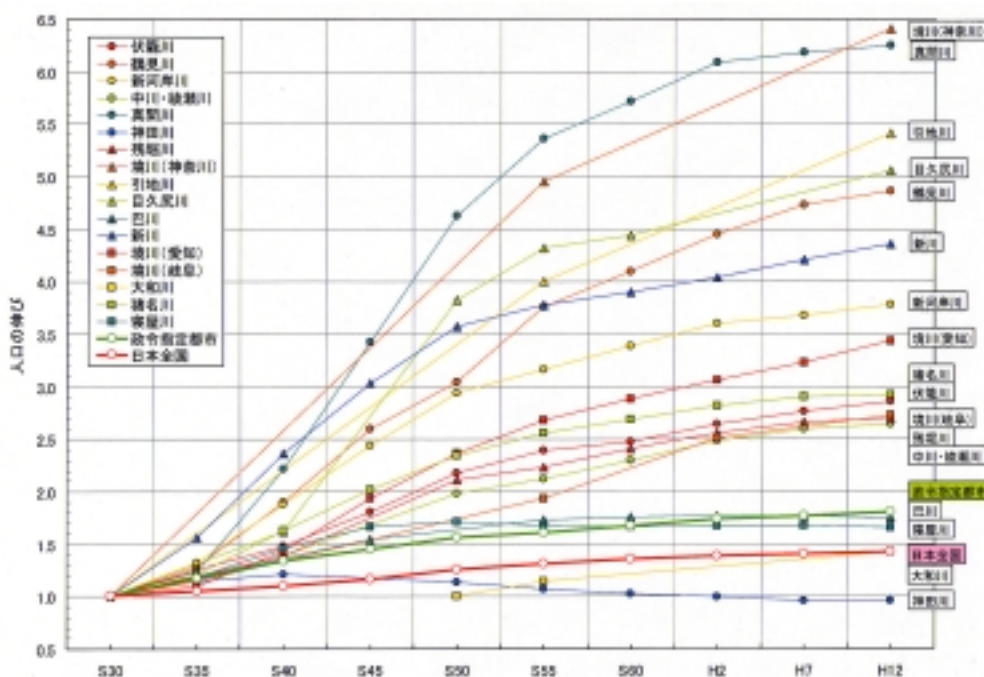
\*1 新流域整備計画

### 3. 総合治水対策の評価

#### 3.1. 総合治水対策の導入についての経緯と必要性評価

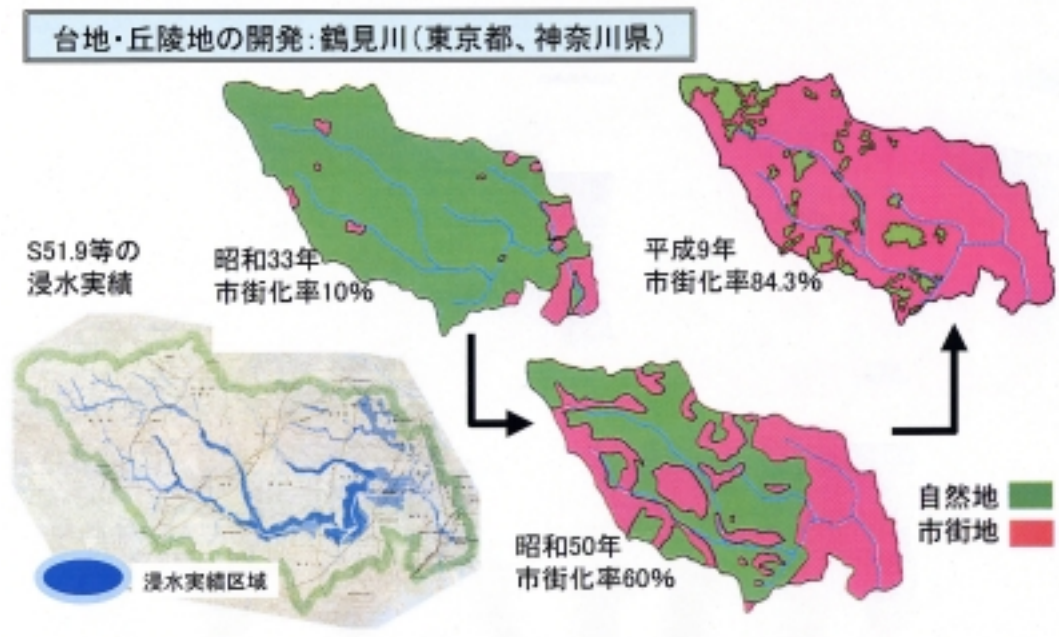
##### 3.1.1 プログラム導入の背景としての急激な都市化の進展状況

- (1) 高度経済成長時代において3大都市圏へ人口が集中し、宅地需要が増大  
 ・総合治水対策特定 17 河川のうち、採択時に既に市街化の進んでいた神田川を除き、全国平均を超えて人口が著しく集中した。



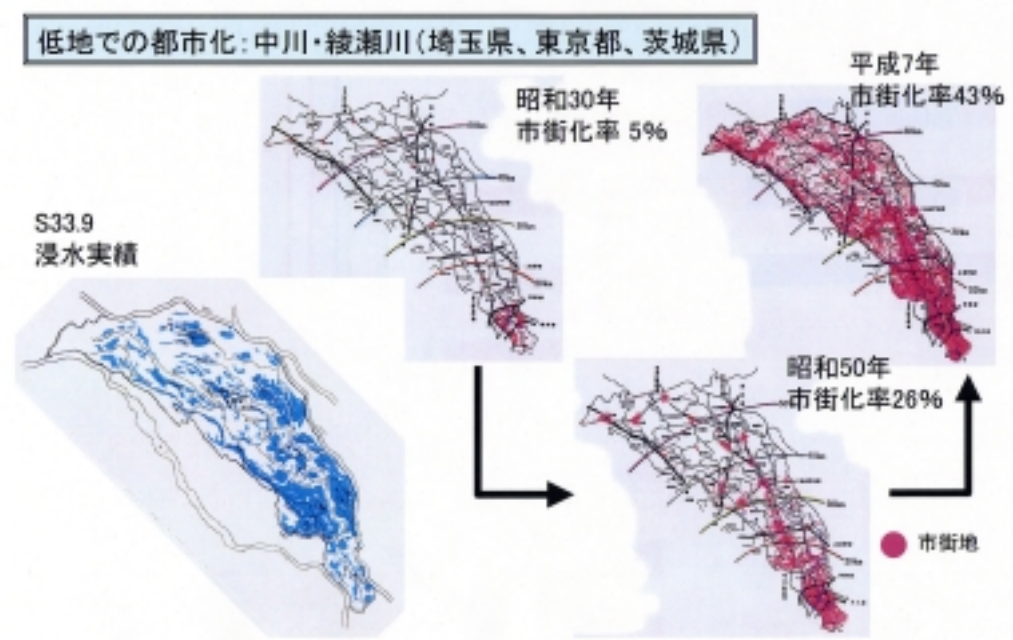
## (2) 中心市街地近郊の台地・丘陵地において広汎に宅地開発が進行

- ・ 宅地需要の増大に伴い、近郊の台地・丘陵地で広汎に宅地開発が進行
- ・ (鶴見川の例)



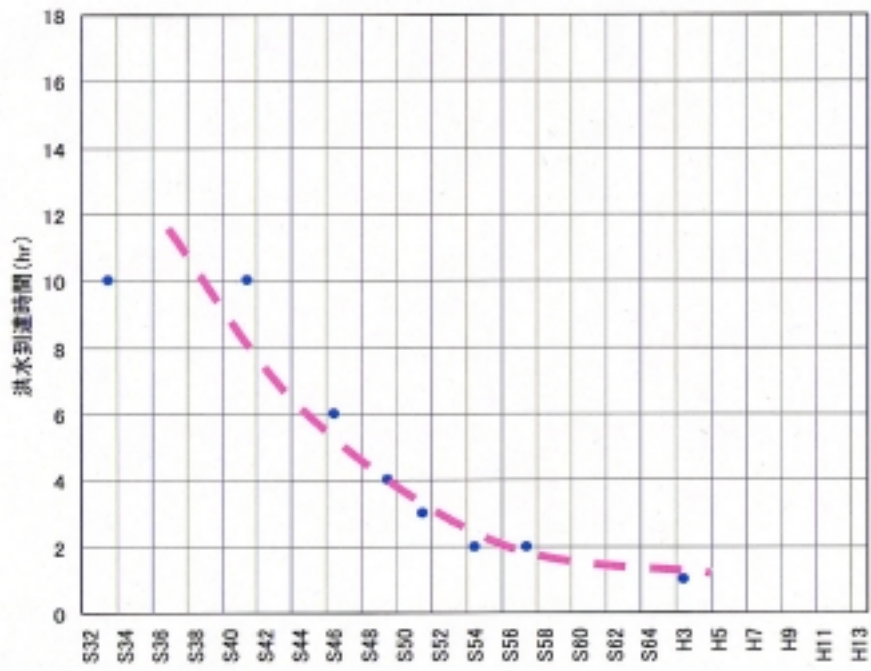
## (3) 浸水実績のある低地でも都市化が進行

- ・ 宅地需要の増大に伴い、浸水実績のある低地や水田でも宅地開発が進行し、流域が本来有していた遊水機能が低下するとともに被害の潜在的危険性が增大してきている。
- ・ (中川・綾瀬川の例)



### 3.1.2 急激な都市化により顕在化した治水上の課題

- ・ 洪水到達時間の短縮、ピーク流量の増大、中小洪水でも被害が発生



洪水到達時間：降雨ピークと基準点における流出量ピークの時間差

図 実測洪水到達時間の短縮 (鶴見川)

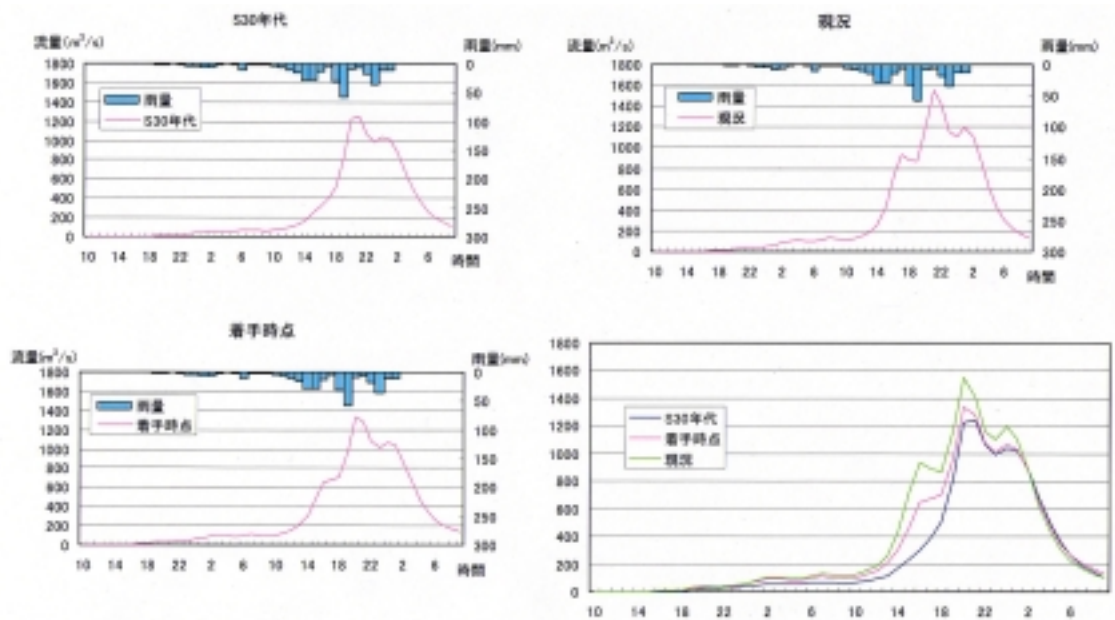


図 ピーク流量の増大(鶴見川)におけシミュレーション結果)

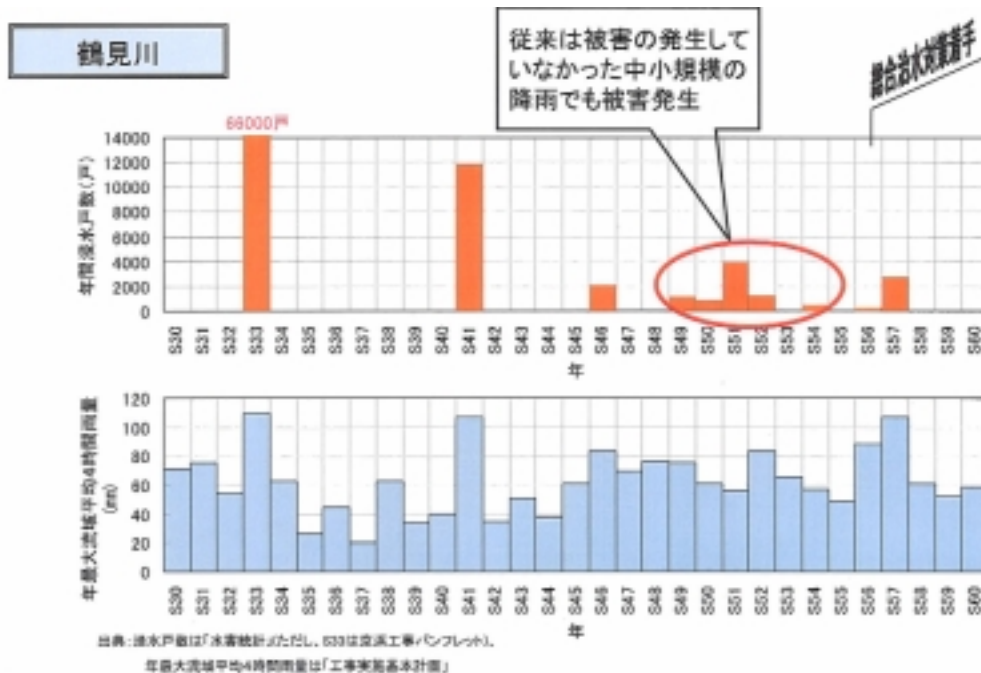


図 中小規模の降雨でも被害が発生

- ・ 河道の拡幅が困難、河道の整備のみではなく総合的な視点が必要であるとの認識が高まった。



(中川・綾瀬川流域)

### 3.1.3 総合的な治水対策に係る取り組みの開始

- ・ S 5 2 審議会答申、建設省内検討、S 5 5 事務次官通達の経過

### 3.1.4 総合治水対策の必要性の評価

- ・ 急激な市街化による当時の浸水被害の増大からすると、河道等の整備の加速化と流域全体での取り組みの導入が必要な状況であったと評価できる。

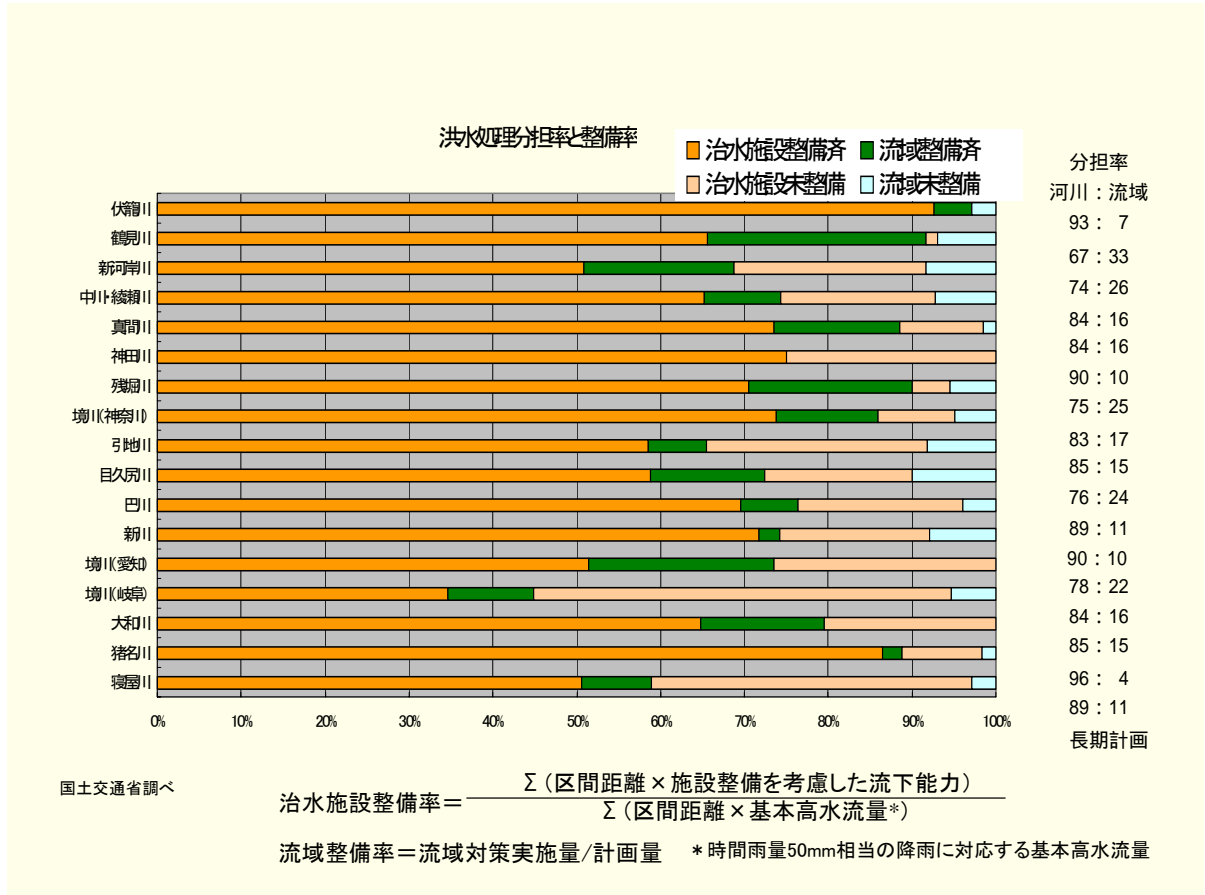
### 3.2. 総合治水対策の全体的評価

- ・ 被害軽減効果と事業効果の早期発現について評価

#### 3.2.1 被害軽減効果とその評価

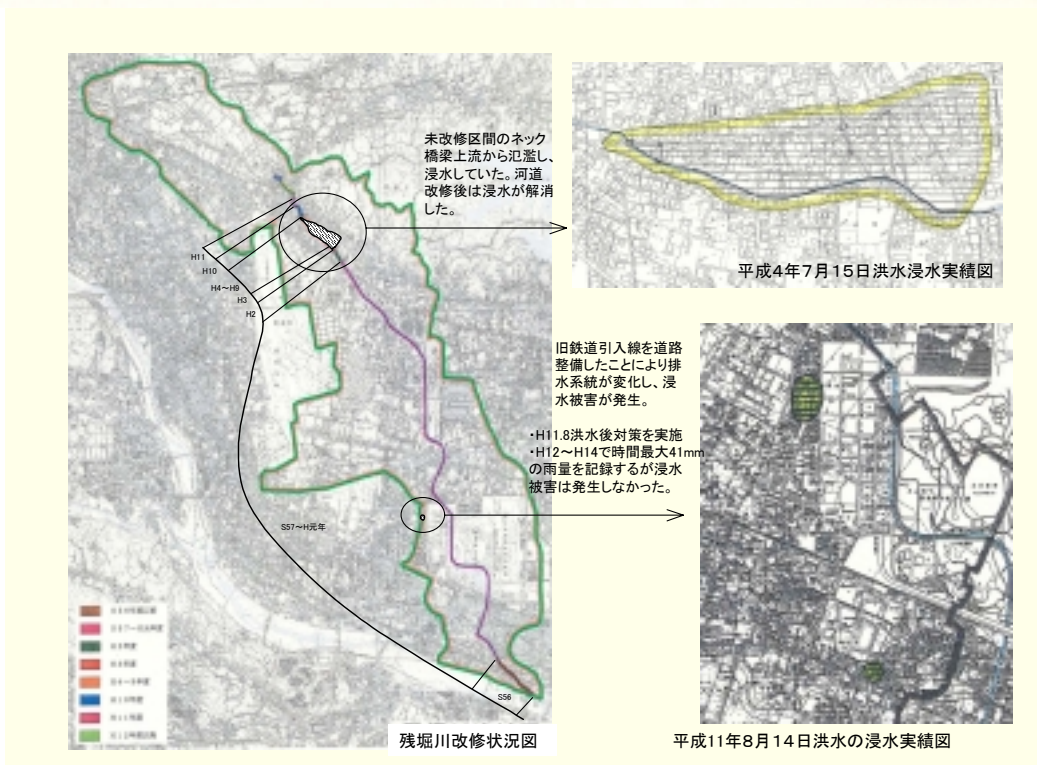
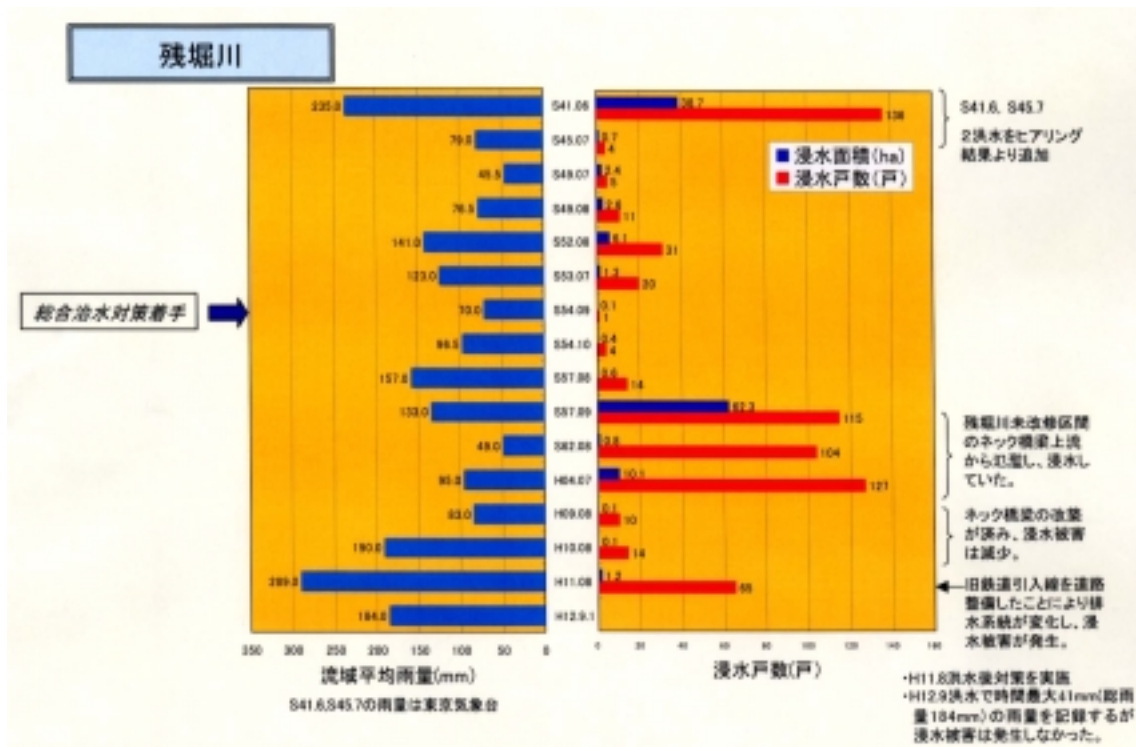
##### (1) 総合治水対策の進捗状況

- ・ 現在の総合治水対策の進捗状況は特定17河川全体で見れば河川整備対策と流域対策の総合進捗率で7割程度である。



## (2)実績洪水でみた被害軽減効果

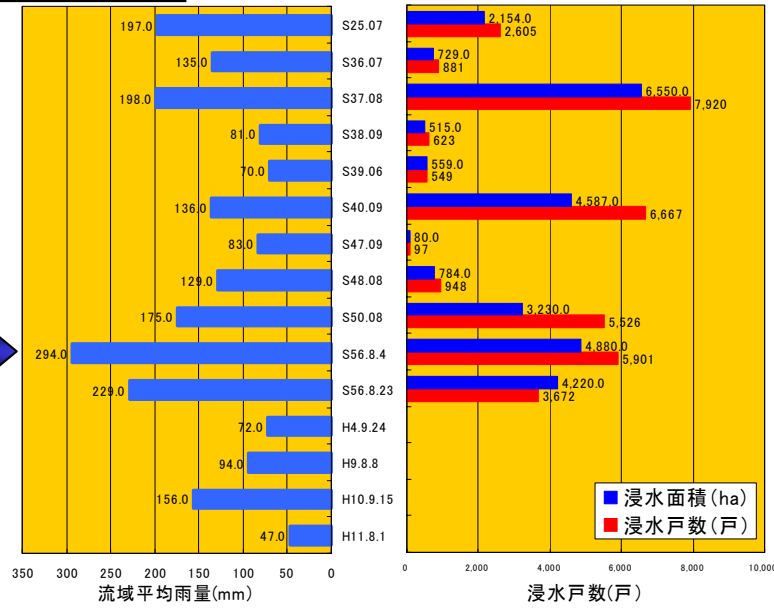
- 実績データによれば、総合治水対策の進捗により、過去に発生した水害と同程度の降雨規模に対して、近年では浸水面積、浸水戸数が大幅な減少となっており、ほとんどの河川で、総合治水対策による浸水被害軽減効果が現れている。
- 総合治水対策着手後にも浸水被害が発生している河川の例として残堀川があるが、橋梁などのネックとなる区間の整備や流域における問題点を解決することにより浸水被害を順次解消してきている。





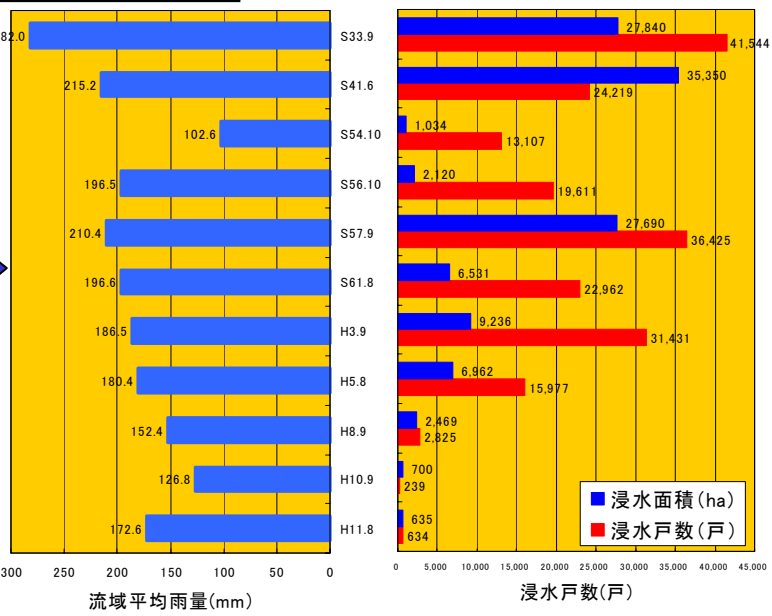
### 伏籠川

総合治水対策着手



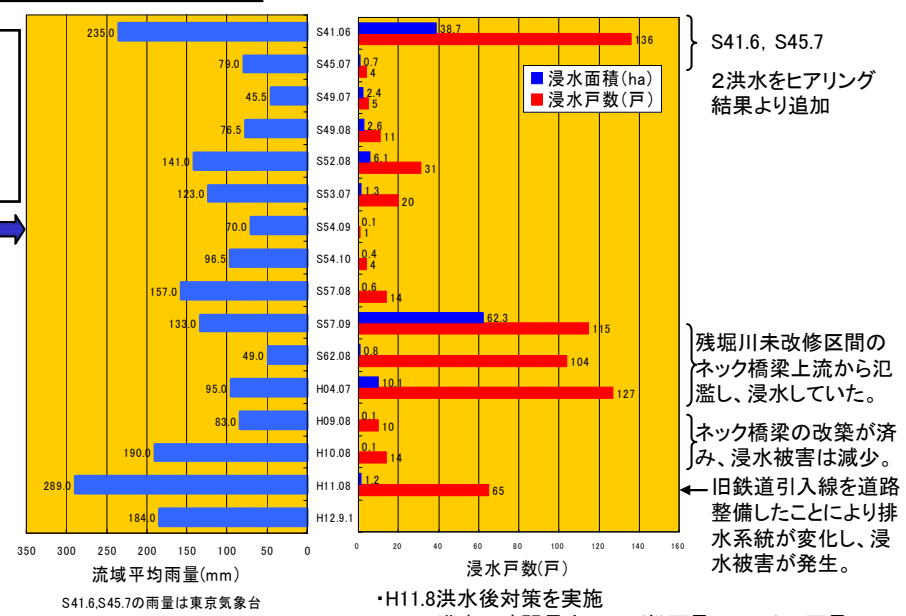
### 中川・綾瀬川

総合治水対策着手



### 残堀川

総合治水対策着手



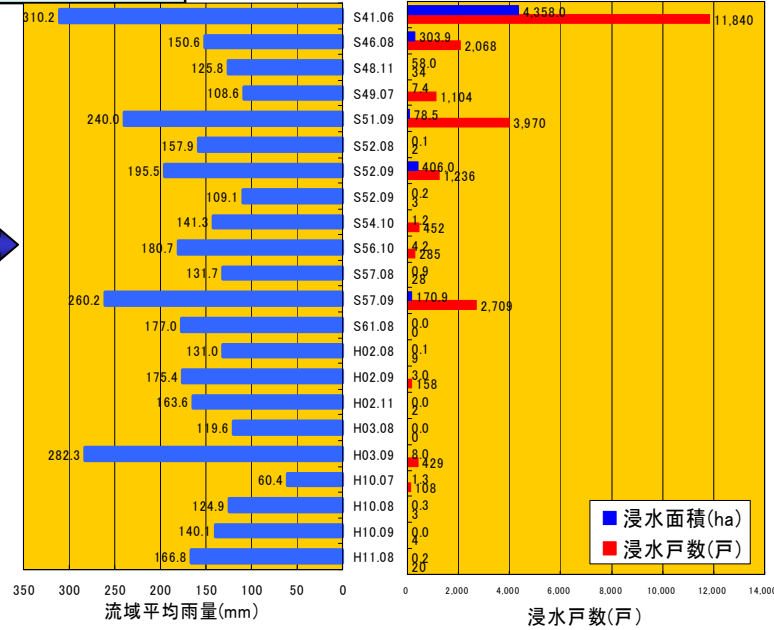
S41.6, S45.7  
2洪水をヒアリング結果より追加

残堀川未改修区間のネック橋梁上流から氾濫し、浸水していた。  
ネック橋梁の改築が済み、浸水被害は減少。  
旧鉄道引入線を道路整備したことにより排水系統が変化し、浸水被害が発生。

・H11.8洪水後対策を実施  
・H12.9洪水で時間最大41mm(総雨量184mm)の雨量を記録するが浸水被害は発生しなかった。

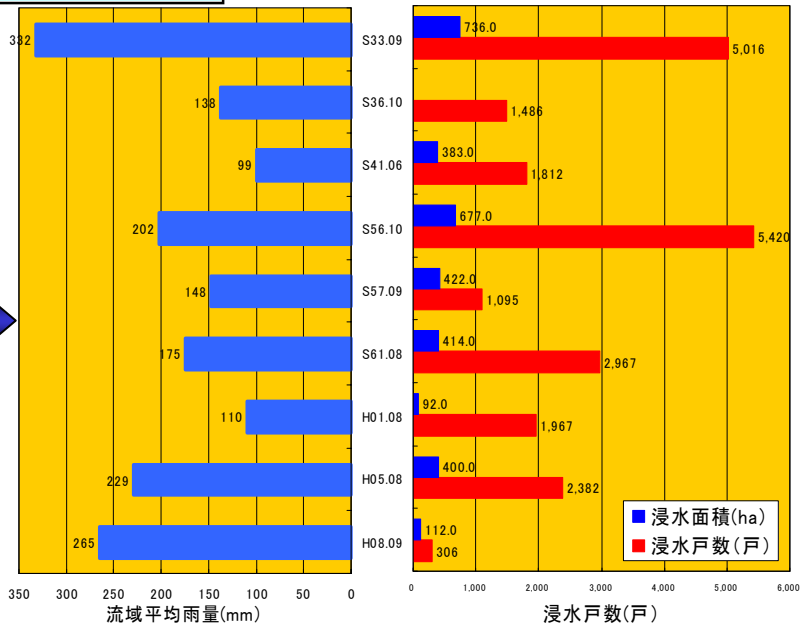
### 鶴見川

総合治水対策着手



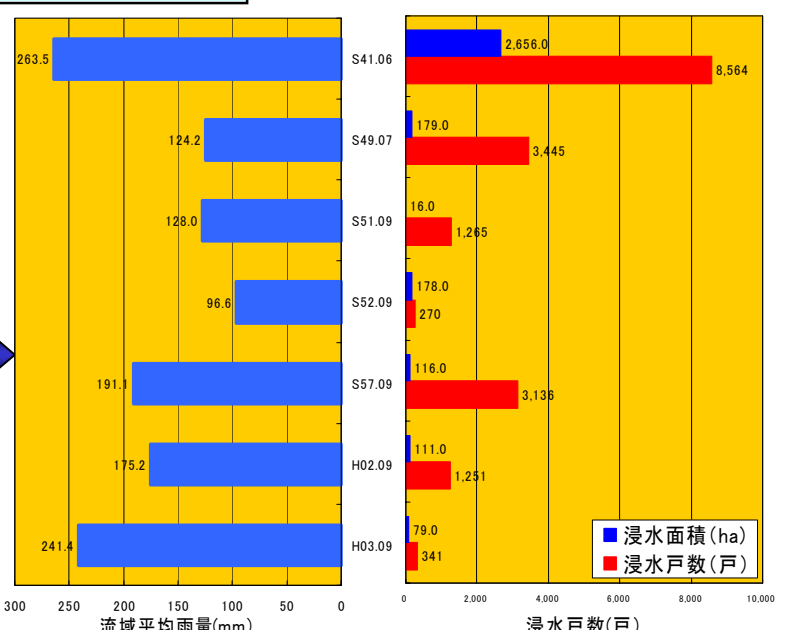
### 真間川

総合治水対策着手



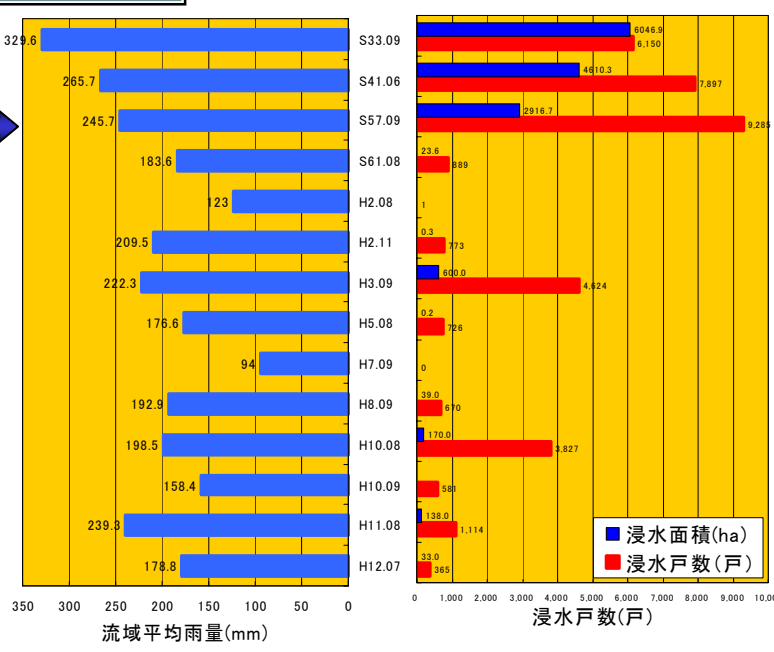
### 境川(神奈川)

総合治水対策着手



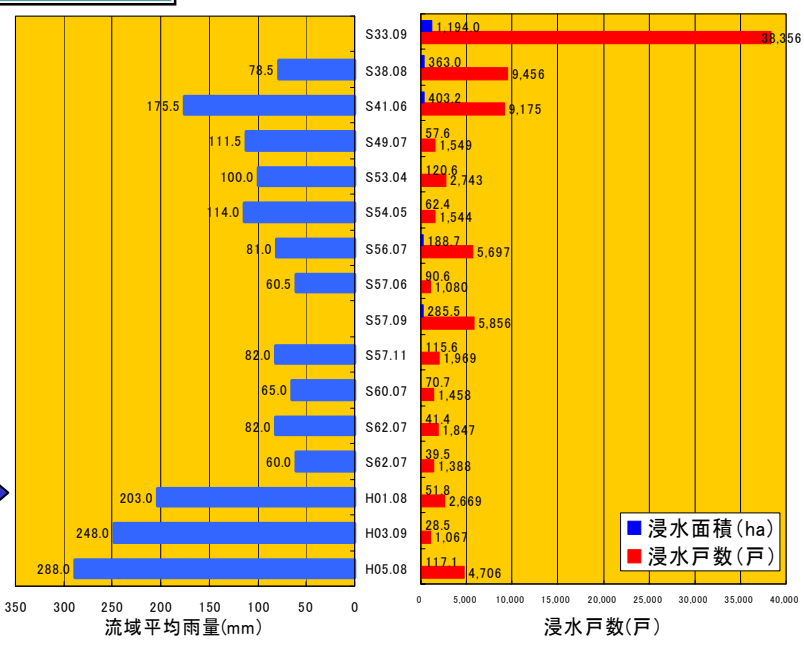
### 新河岸川

総合治水対策着手



### 神田川

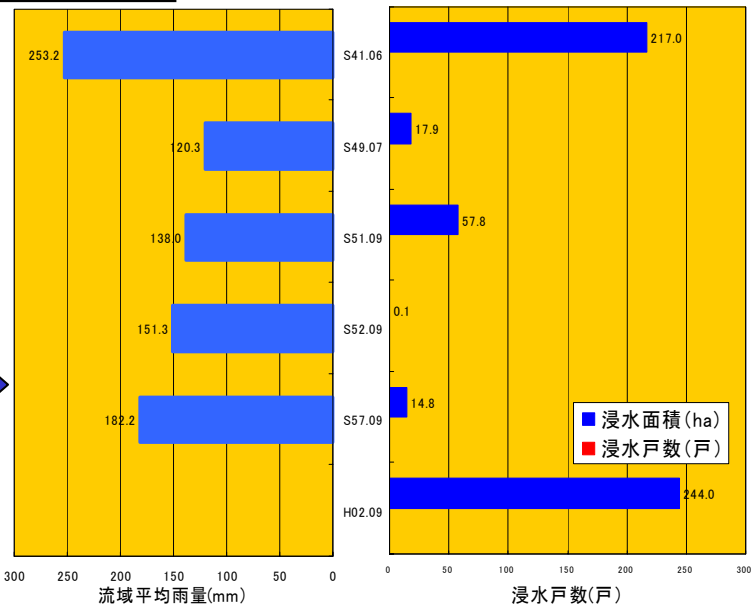
総合治水対策着手



3.2.1(2)実績洪水でみた被害軽減効果  
[総合治水対策17河川]

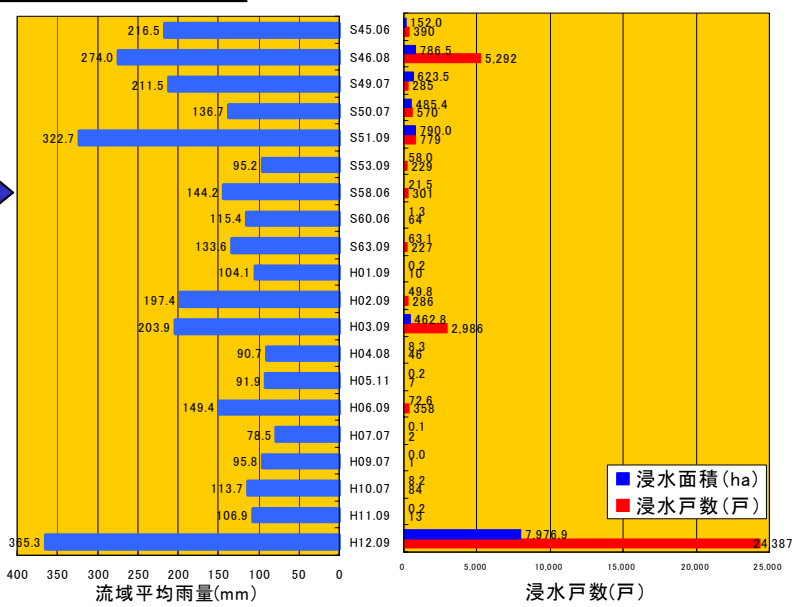
### 引地川

総合治水対策着手



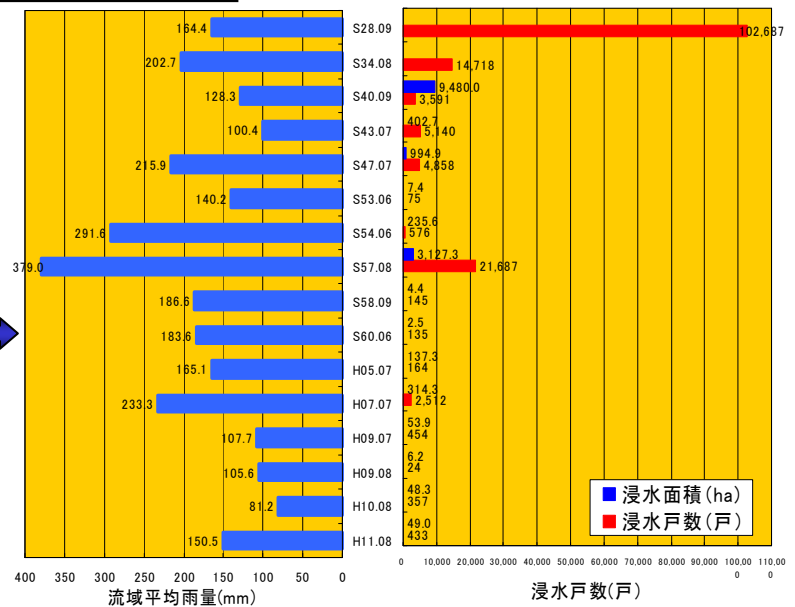
### 新川

総合治水対策着手



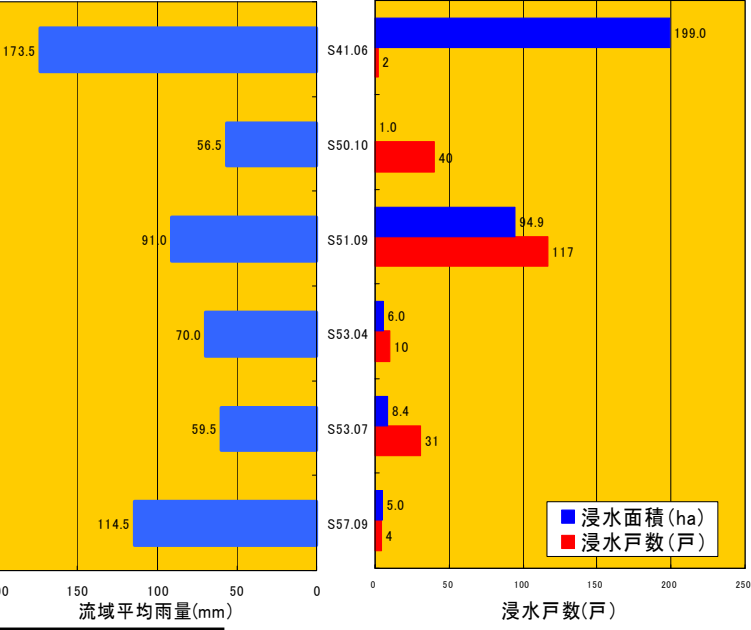
### 大和川

総合治水対策着手



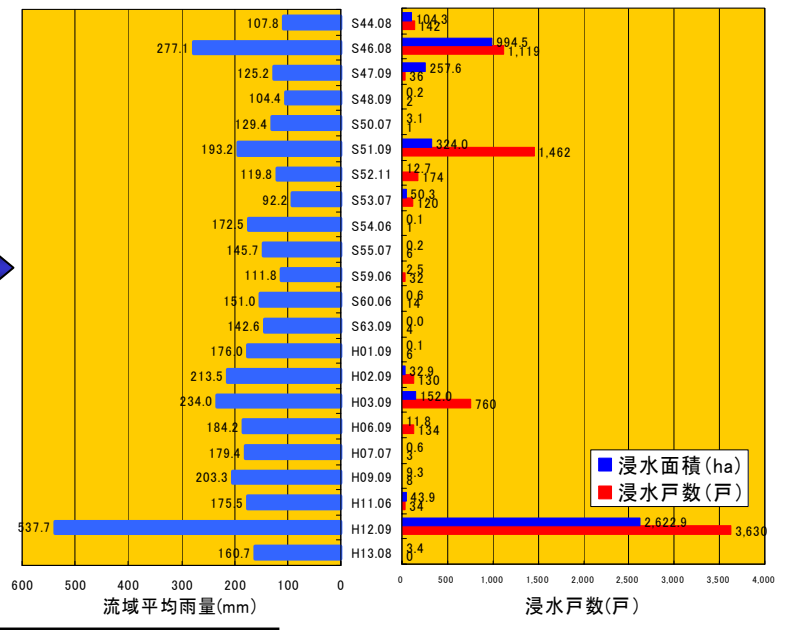
### 目久尻川

総合治水対策着手



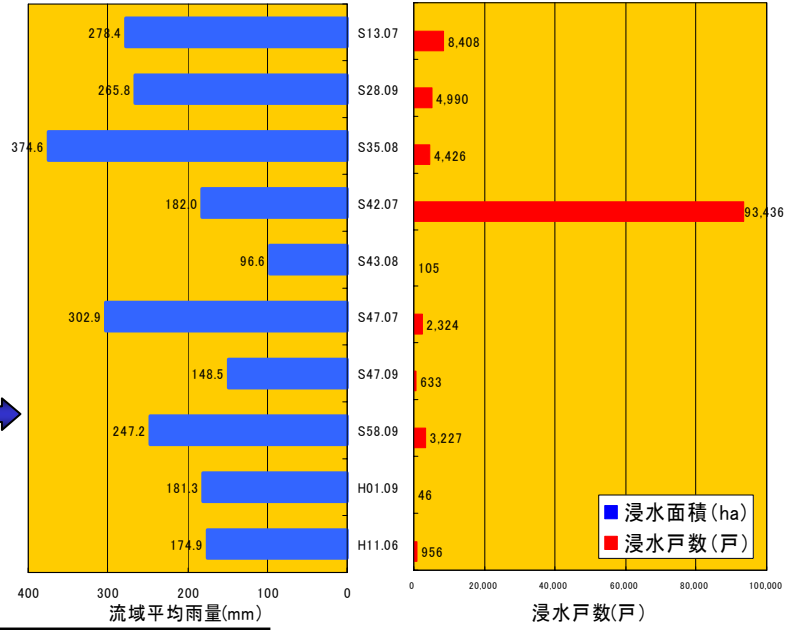
### 境川(愛知)

総合治水対策着手



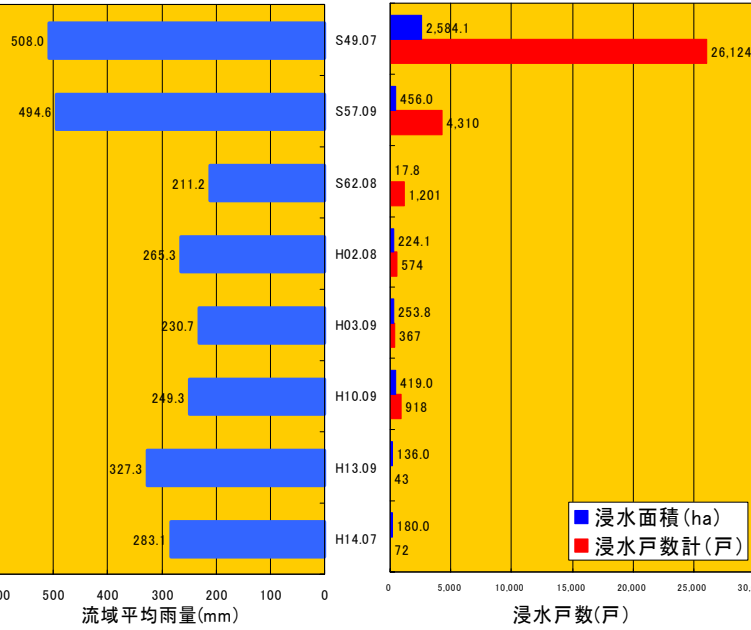
### 猪名川

総合治水対策着手



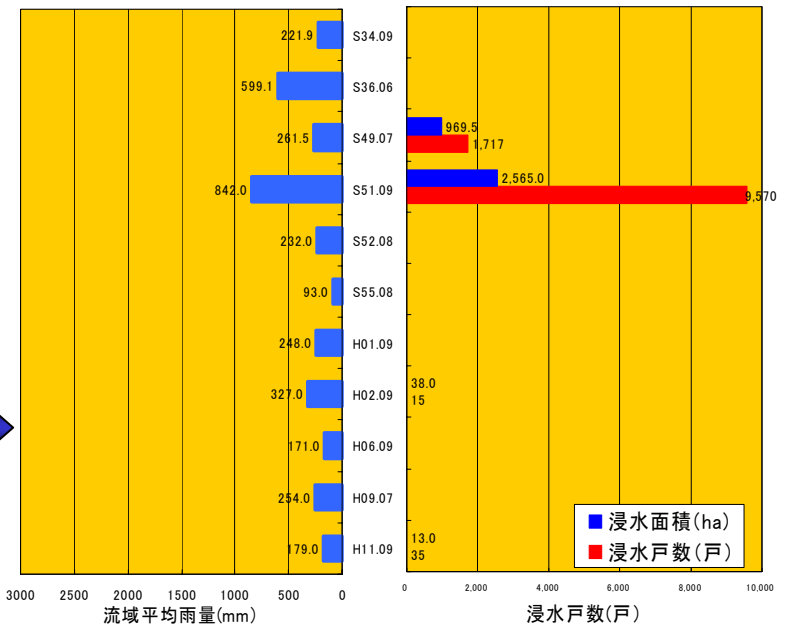
### 巴川

総合治水対策着手



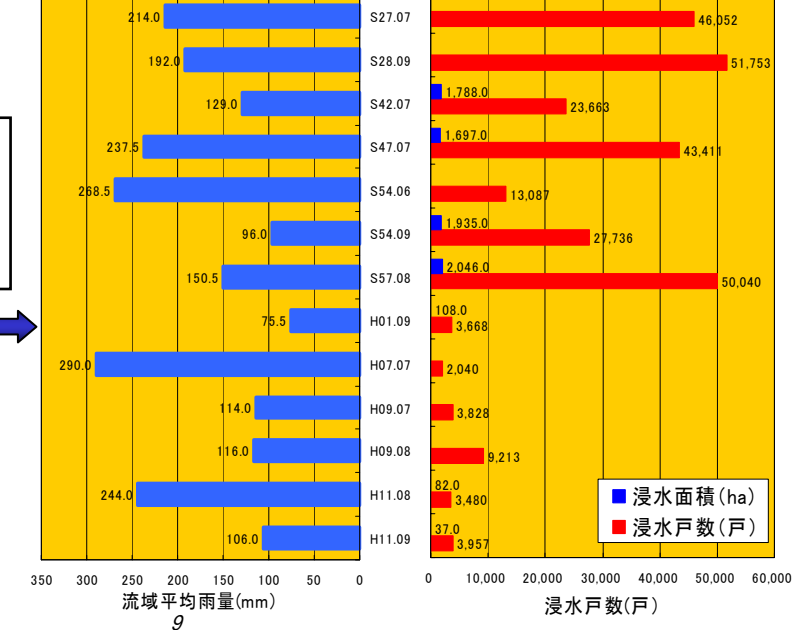
### 境川(岐阜)

総合治水対策着手



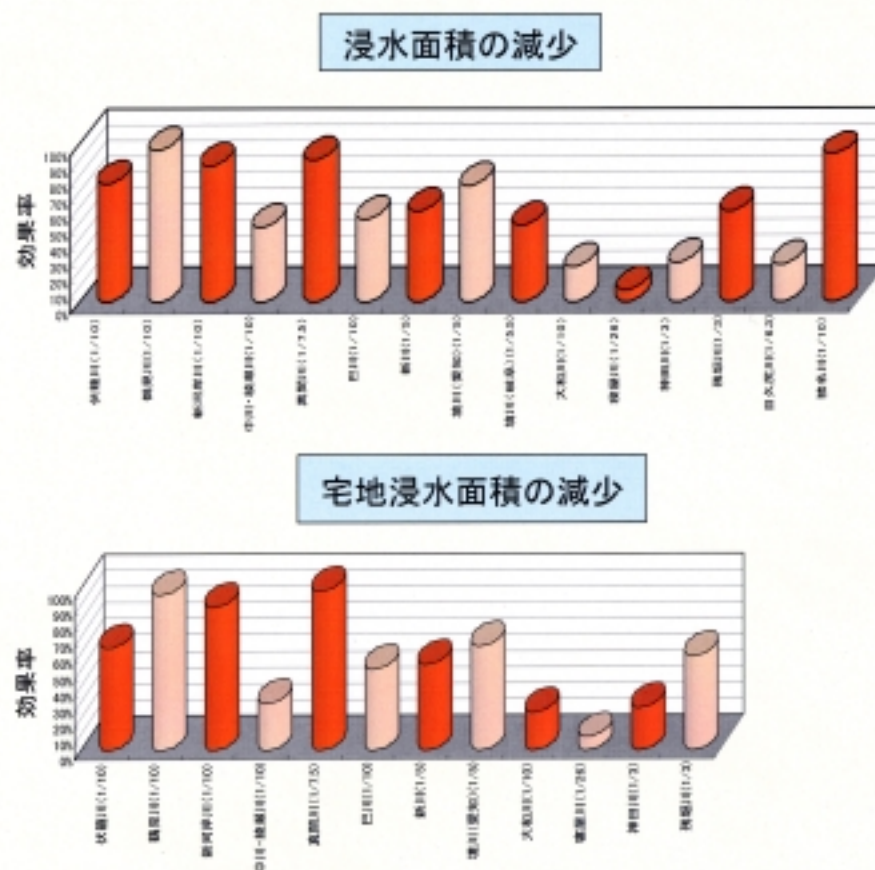
### 寝屋川

総合治水対策着手



### (3)シミュレーションでみた被害軽減効果

- ・ 総合治水対策着手時と現在まで整備済みの施設条件によるシミュレーションによる浸水面積等の差を効果として算出
- ・ 計画完成時の 80～100%程度の効果が多いが、一方で 20%程度の河川もある。
- ・ 宅地浸水を解消するためには総合治水対策の完成を目指して更に整備を進めることが必要



### (4)シミュレーションで求めた被害軽減効果額

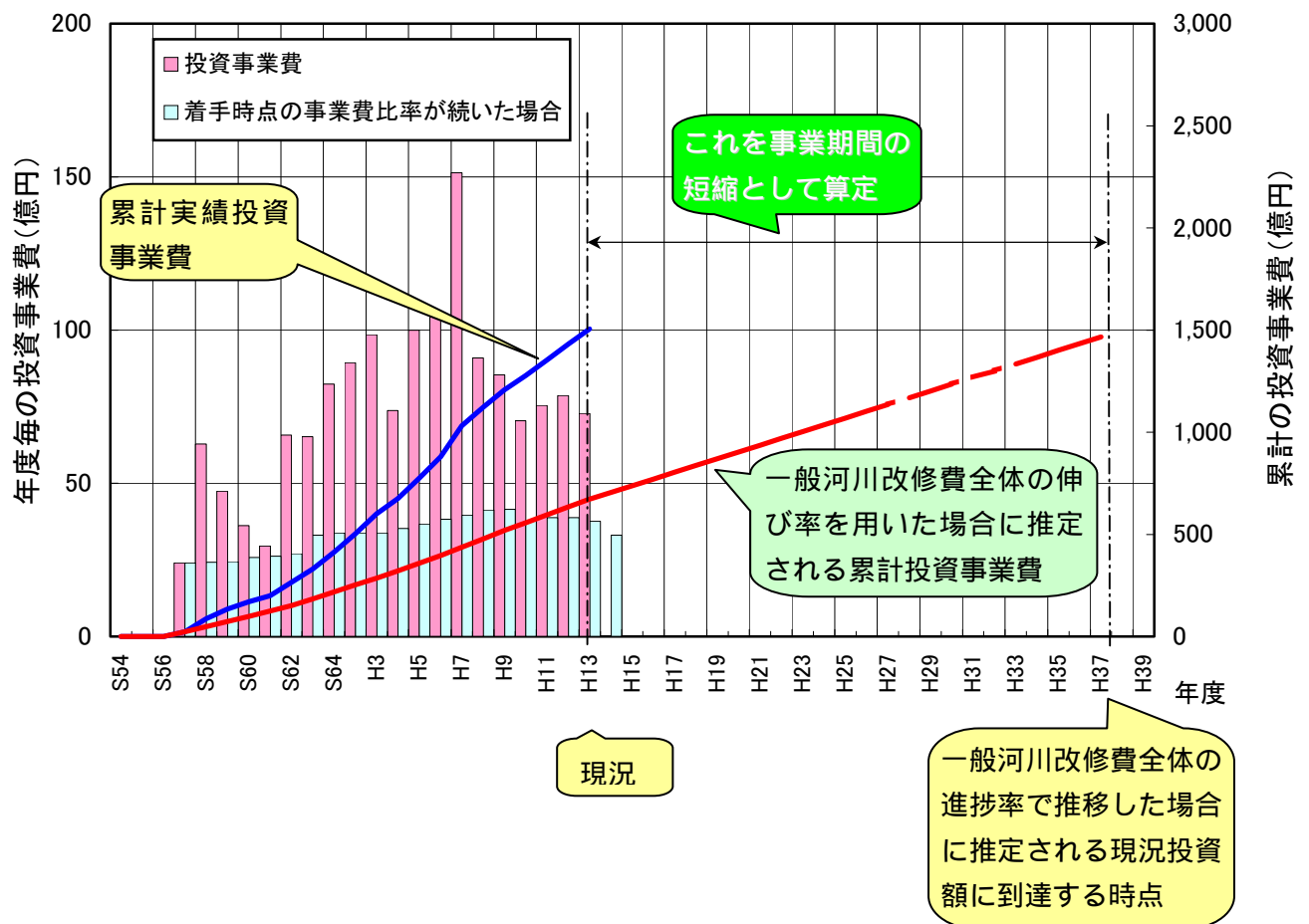
現在までに整備された治水施設整備と流域対策による年平均被害軽減期待額が着手時より直線的に増加するとした場合の被害軽減効果額を総合治水対策河川で合計すると約 1 兆 3 千億円となる。それに要した費用は合計で 3 兆 7 千億円となった。

### 3.2.2 事業効果の早期発現

- 重点投資により他の平均的な河川より事業期間の短縮が図れる一方、当初目標の概ね10年間で事業が完了しておらず、これを評価。

#### (1) 重点投資による事業期間の短縮

- 総合治水対策特定 17 河川で着手してから現在までに投資された事業費と一般河川改修費全体と同じ進率であったと仮定した事業費を比較
- 現時点で整備期間の短縮が見られたのは9河川（最長は真間川 25年、平均約13年）
- 現時点で見ると整備期間の短縮が殆ど見られないが整備途中で整備期間の短縮がみられたのは6河川。
- 河川の整備進捗状況に応じて適宜重点投資が行われ事業期間の短縮が図られていると評価できる。



## (2) 総合治水対策が10年で完成しなかったことにより増加した想定被害額の試算

- ・ 総合治水対策の目標期間としていた着手後10年間に事業が完了しなかったことによって生じた現在までの想定被害額をシミュレーションによって試算
- ・ 総合治水特定河川着手後10年以降現在までの総計で約10兆円程度の想定被害額の増が見込まれた。

### 3.2.3 総合治水対策の全体的評価

- ・ 急激な都市化による流出増が生じている中で浸水被害の軽減が図られていることから総合治水対策の初期の目標が、費用対効果を確保しつつ着実に達成されつつあると評価できる。しかしながら、所期の目的を完全に達したわけではなく、さらに、着実に整備を進めることが求められている。
- ・ 事業期間の短縮がなされており対策の推進に相当な努力が図られてきたと評価できる。しかしながら、当初目標としていた着手後10年間に対策が完了した箇所はない。試算ではあるが、仮に10年以内に対策が完了するように投資がされていれば着手後10年から現在まで約10兆円の浸水被害リスクが回避できた可能性があるため、さらに、一層の重点投資、効率的執行などに努めるべきであると評価できる。

### 3.2.4 総合治水対策の手法の波及

- ・ 総合治水対策特定河川以外でも、東京都での取り組みや流域貯留浸透事業の実施など総合治水対策と同様の手法を用いる「総合的な治水対策」の広がりがみられる。
- ・ 一方、流域対策が河川整備基本方針レベルの豪雨に対しても有効である万能な対策であるというようなあやまった印象を与えた面も否定できない

### 3.3. 施策ごとの達成度評価

- ・次官通達の各項目に沿って評価を実施する。

#### (1)流域協議会の設置

- ・総合治水対策特定河川に指定されているすべての河川で流域協議会が設置
- ・ほとんどの河川で担当者会議やイベント等を行い、流域内の情報交換・伝達を図っている。

総合治水対策特定河川一覧表 平成15年10月現在

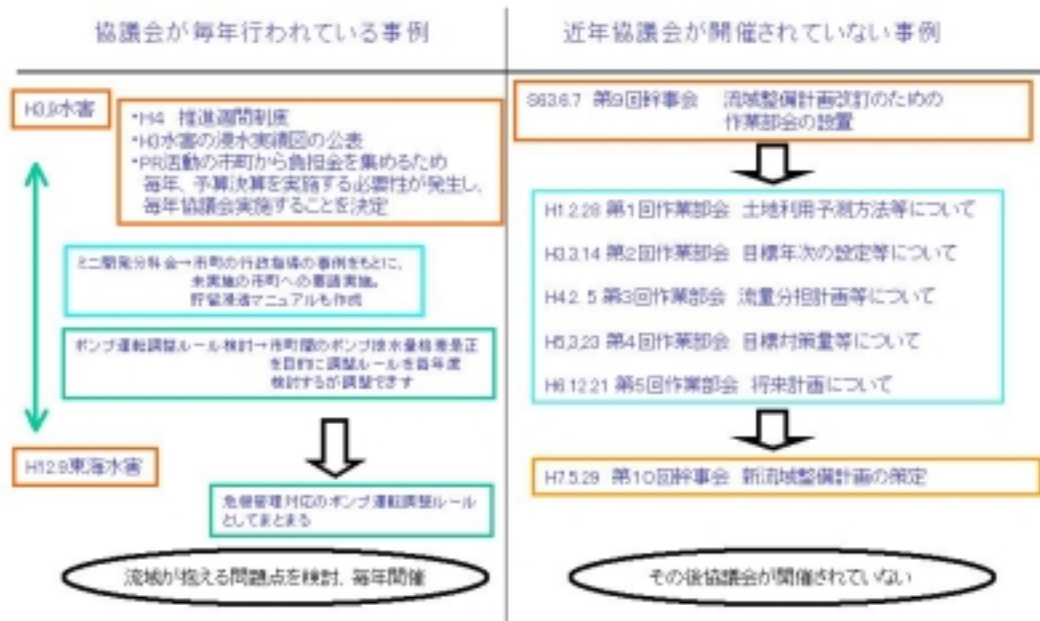
事業採択年次	河川名	流域総合治水対策協議会発足日	協議会	幹事会	部会	最近開催状況	その他、流域内での情報交換や伝達などが図れるような組織(システム)の設置状況
昭和54年度	鶴見川*	55年9月3日	○	○		H9以降に部会開催、担当者会議は月1回以上開催	担当者会議、住民参加型勉強会等
	新河岸川*	55年8月12日	○	○	○	H10.2部会、住民参加型勉強会はH14年度に8回開催	担当者会議、行政間調整会議等
	猪名川*	55年9月27日	○	○		毎年協議会、幹事会を開催	担当者会議、ヒヤリング等
	引地川	55年11月7日	○	○	○	H7幹事会	
	境川(神奈川)	55年11月7日	○	○	○	H7幹事会	
	巴川	55年9月10日	○	○	○	H13.2幹事会	イベント準備会、静岡市との情報交換
	真間川	55年12月1日	○	○	○	H9.12作業部会、担当者会議は年2回開催	担当者会議、イベント準備会
	新川	55年9月3日	○	代表幹事会 分科会		H15.5協議会(毎年開催)	担当者会議、イベント準備会
	伏籠川*	55年7月1日	○	○	○	H7.3協議会、担当者会議は毎年開催	担当者会議、イベント準備会
昭和55年度	中川・綾瀬川*	55年8月12日	○	○	○	H12.7協議会、流域自治体ヒヤリングは毎年実施	担当者会議、ヒヤリング
昭和56年度	残堀川	56年10月21日	○	○	○	H13.2幹事会	
	目久尻川	56年9月4日	○	○	○	H7幹事会	
昭和57年度	大和川北部河川*	58年2月17日	○	○	○	H15.5協議会(毎年開催)	担当者会議
	境川(愛知)	57年7月15日	○	代表幹事会 分科会		H15.5協議会(毎年開催)	担当者会議、イベント準備会
昭和63年度	神田川	1961年12月22日	○	○	○	H15.4部会、幹事会・部会は毎年開催	
	境川(岐阜)	平成元年3月3日	○	○		H15.11幹事会予定、住民参加型の勉強会を年10回程度開催	住民参加型勉強会
	寝屋川	60年11月20日	○	○		H15.5協議会(毎年開催)	担当者会議、イベント準備会等

※直轄区間を含む。

- ・施策に応じた部局が協議会に参加しているが、道路部局と農地部局が入っていない河川もあり、今後連携の余地が残されている。

河川名	河川部局	都市計画部局	住宅部局	土地部局	下水道部局	道路部局	農地部局
鶴見川	○	○	○	○	○	○	○
新河岸川	○	○	○	○	○	×	○
猪名川	○	○	○	○	○	×	×
引地川	○	○	×	○	○	×	○
境川(神奈川)	○	○	○	○	○	×	○
巴川	○	○	○	○	○	○	○
真間川	○	○	○	○	○	○	○
新川	○	○	○	○	○	○	○
伏籠川	○	○	○	○	○	×	○
中川・綾瀬川	○	○	○	○	○	×	○
残堀川	○	○	○	○	○	×	×
目久尻川	○	○	○	○	○	×	○
大和川北部河川	○	○	○	○	○	×	○
境川(愛知)	○	○	○	○	○	○	○
神田川	○	○	○	○	○	×	×
境川(岐阜)	○	○	○	○	○	○	○
寝屋川	○	○	×	○	○	×	×

- ・ 協議会は概ね良好に機能しているが、一部には流域整備計画の策定などの重要課題が解決した後に協議会を開催しなくなるというような形骸化もみられる。



- ・ 今後、主体的な参加意識の高揚が必要

## (2)流域整備計画の策定

- ・ すべての河川で流域整備計画が策定されているが、目標期間が過ぎたり市街化率の目標が上回っている河川もあり流域整備計画の見直しを検討している
- ・ 流域整備計画の早期の見直しが必要。

平成15年10月現在

河川名	流域整備計画		整備目標 年次	計画 市街化率	現況 市街化率	見直し作業等の状況
	当初計画策定年	新計画策定年				
鶴見川*	S55年9月3日	平成元年5月15日	H7	85.0	84.3	河川整備計画の策定、都市水害法の適用状況と合わせて見直しを進める
新河岸川*	S57年8月3日		S63	50.0	48.2	見直し案を作成し関係機関調整中
猪名川*	S57年3月29日		H3	38.4	31.9	河川整備計画の策定や新法の施行により、見直しも有り得る。
引地川	S56年5月13日	平成7年幹事会	H12	71.2	70.0	河川整備計画の策定に合わせて見直し作業を進める予定。
境川(神奈川)	S56年5月13日	平成7年幹事会	H12	72.8	72.4	河川整備計画の策定に合わせて見直し作業を進める予定。
巴川	S57年5月17日	平成11年3月26日	H20	52.0	50.0	見直す予定はないが、今後、新法への対応を鑑みながら河川整備計画を策定する
真間川	S58年3月29日		H5	71.0	65.0	平成15年度から変更作業を再開する。
新川	S57年2月15日		H2	64.0	62.0	現在作業中(H17.3策定予定)
伏籠川*	S56年3月26日	平成7年3月22日	H12	59.0	56.4	河川整備計画の策定に合わせて見直し作業を進める予定。
中川・綾瀬川*	S58年8月4日	平成12年7月12日	H20	51.0	46.0	
残堀川	S57年8月25日		H3	66.0	74.0	現在、河川整備計画を策定中である。その検討とあわせて見直しを進める
目久尻川	S57年7月16日	平成7年幹事会	H12	56.6	55.6	河川整備計画の策定に合わせて見直し作業を進める予定。
大和川北部河川*	S60年7月12日		H5	32.0	25.6	直轄区間の整備計画策定に合わせて見直す予定
境川(愛知)	S58年8月23日		H2	50.0	57.0	現在作業中(H18.3策定予定)
神田川	平成元年4月22日		H7	95.5	96.5	平成16年度に見直しの予定。
境川(岐阜)	平成5年3月30日		H13	53.0	58.0	河川整備計画の策定に合わせて見直し作業を進める予定。
猿屋川	平成2年5月17日		H22	85.1	80.9	H14の河川整備計画策定、都市型水害対策検討委員会報告、流域対策の検討等を受け、改定について検討中

※直轄区間を含む。

**(3)治水施設整備の促進（治水緑地，多目的遊水地の設置、防災調節池の設置等を含む）**

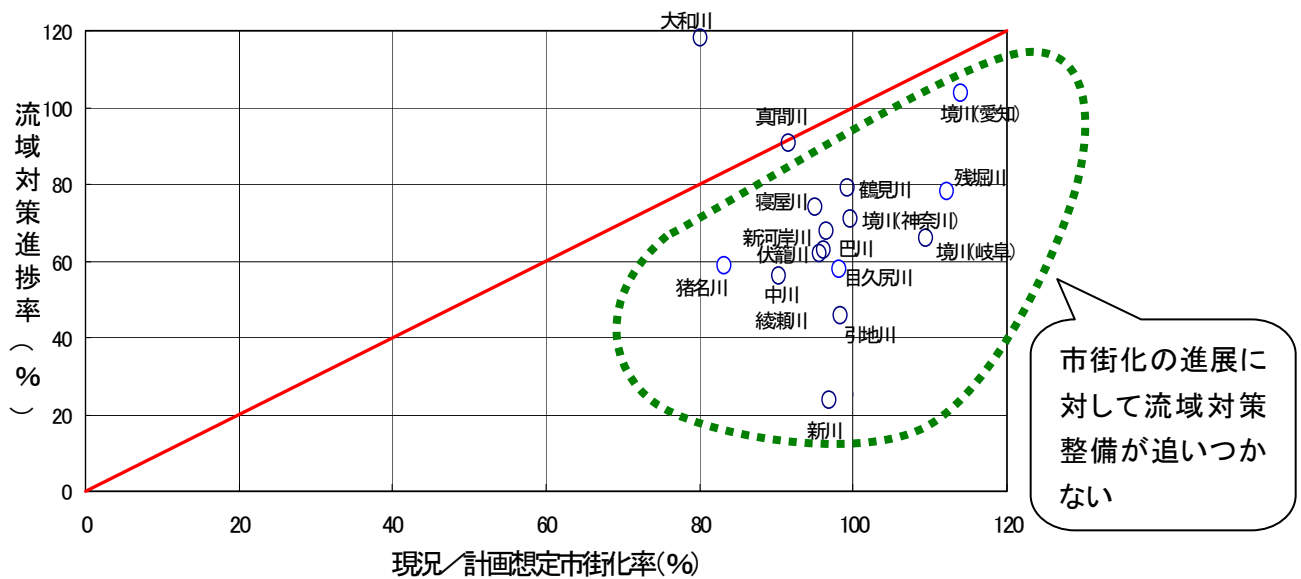
- ・ 整備目標に対する治水施設（河道、遊水地、放水路）の整備率は、総合治水対策特定 17 河川の平均では 70%程度
- ・ 今後も必要に応じて重点投資を行う一方で、河川管理者の治水施設整備の自由度を増す施策の導入が必要である（例えば、河川管理者が流域に調節池を設置する等）。

**(4)三地域区分**

- ・ 遊水地域内では開発（盛土）が行われている事例が見受けられるが、三地域区分により遊水地域の開発に対して一定程度の歯止めがかかっている。
- ・ 引き続き遊水地域への配慮を行っていくことが重要である

**(5)雨水貯留施設の設置**

- ・ 流域対策の目標量に対する実施率は、総合治水対策特定 17 河川の平均で 70%程度であるが、30%を下回るような河川も見受けられる。



- ・ 目標量に対して実施量が低いのは学校・公園貯留の困難化と小規模開発の増加
- ・ 各戸貯留の普及や条例化による義務化、あるいはねばり強い説得により確保に努める必要がある。



- ・ また、近年防災調整池が埋め立てられる事例も発生しておりこれに対する保全措置が必要

鶴見川流域内で民間が所有する防災調整池13箇所(貯水量12,300)が埋め立てられ機能が消失。



↑埋め立て前  
—埋め立て後

#### (6)透水性舗装の適用等

- ・ 17 河川のうち、16 河川で歩道部での透水性舗装を流域整備計画に位置付けているが、整備計画量は定められていない。
- ・ 技術開発や効果評価を行うことにより浸透施設を適切に位置づけることが必要

#### (7)下水道事業における配慮

- ・ 下水道による貯留対策は4河川で実施
- ・ 大半の河川で、内水ポンプの運転調整を流域整備計画に位置付けているが、具体的なルールは設定されていないため、流域を一つのシステムととらえて河川と下水道の連携調整を図る。

#### (8)浸水実績図の作成・公表

- ・ 総合治水対策特定河川に指定されているすべての河川で、浸水実績図を作成・公表している
- ・ 見た人の多くは活用しており、浸水実績図は有効であることが示されている。

#### (9)浸水予想区域図の設定

- ・ 流域整備計画書に浸水予想区域図の作成・公表が位置付けられている。浸水予想区域図を公表した河川は、7河川であった。
- ・ 地下空間管理者が浸水対策を立てるための基礎となる浸水想定区域図等を未公表の河川への啓発を行うとともに技術的支援が必要

#### (10)災害危険区域の設定

- ・ 災害危険区域を設定しているのは1河川のみ。
- ・ 今後も必要に応じ設定するとともに、災害危険区域を適用するまでもない地域においても、(11)で触れるように浸水被害に備えた住まい方の工夫について住宅部局等と連携して「家屋の浸水対策マニュアル」などの普及・啓発を行うことが必要

#### **(11)土地利用における治水安全度の配慮**

- ・ 遊水地域内の市街化調整区域を市街化区域に編入することは、治水安全上は望ましいことではなく、やむをえず編入するに当たっても昭和 45 年通達に基づいて、治水担当部局と都市計画担当部局との調整が図られている。
- ・ 今後、急激な市街化が起こる状況ではなく、むしろ人口が減少していく状況下で土地利用と治水対策の連携の推進を図るには、流域の視点を重視し、河川の実態に応じた土地利用と治水対策の連携に関する研究を進めていくことが必要

#### **(12)流域住民に対する理解と協力を求める働きかけ**

- ・ 流域住民に対する働きかけを次のようなイベント、各種助成制度、啓発活動等各流域の創意工夫のもとに実施してきている。今後も次の項目について着実にやっていくことが必要
- a) **流域の保水・遊水機能の維持の必要性**
  - b) **各戸貯留浸透の奨励**
  - c) **高床式建築の奨励**
  - d) **地域の実態に応じた盛土の制御、地域の実態に応じた盛土高の調整**

## 2. 総合治水対策の今後の方向

### 4.1. 今後の総合治水対策の方向

1. 総合治水対策は、急激な都市化に対して河道等の改修に集中的に投資するとともに各種の流域対策を行うなど流域全体で対応することにより大きな成果をあげてきた。

しかしながら、近年はヒートアイランド現象等によりいわゆる都市型豪雨が頻発する傾向にあるとともに、内水による浸水が顕在化してきており、これに伴い、地下空間の浸水対策や内水排水ポンプ運転調整の問題が注目されるようになってきている。河道等の整備による対策のみでは市街化の進展により浸水被害の防止が困難な河川において、このような問題に対処し、さらに高いレベルの治水安全度を達成するためには、ひきつづき流域でのハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせた対策が不可欠である。

2. 美しい国土づくりを追求していくために地域社会にとってどのような河川像が求められるかという視点を踏まえると、流域の土地利用計画等と有機的な連携・調整が必要であるとともに、治水だけでなく環境や水循環も含めた総合的な視点で対処し、これらの取り組みと連携して推進していくことが必要である。

その際には、自治体内部での部局間での連携が不可欠であるとともに、今後は地域住民の主体的な参加を得て行うという視点が必要である。河川管理者は、本来の責務である河道等の整備による対策を責任を持って推進することは当然のこととし、流域での対策においても、議論の場を設定し、参加者それぞれが主体的に議論できるよう情報提供を行うとともに調整や調停を行い流域全体で実行力をもたせる仕組みを提案するなど積極的にその役割を担う必要がある。

さらに高い治水安全度を達成するためには流域の関係者による主体的な議論の場が不可欠であるが、治水のみを取り上げている場合、現実的には、外水対策の進展により甚大な被害がある程度防御可能となり危機意識の低下から一部には総合治水対策協議会の組織の形骸化がみられるようになっており、この面からも、治水だけでなく環境や水循環も含めた総合的な取り組みを行うことが有効であると考えられる。

特定都市河川浸水被害対策法においても、このような視点を制度のガイドラインや施策の実施に反映させる。

3. 自治体の部局間の連携については、下水道、土地利用、住宅、農政、環境、防災等多岐にわたる連携が必要である。

特に、市街化が進んだ河川においては、流域の大部分が下水道の排水区域となり、下水道計画との整合性を図ることが流域における浸水被害を防止する上で重要である。近年は、河川管理者と下水道管理者がこのような連携を図る機運がひろがりつつあり、こうした取り組みを広げていくことが重要である。

また、住まい方の工夫など流域住民に対する働きかけを強力に推進していくため

にも土地利用や住宅、防災等の担当部局との連携が必要不可欠である。

- 4 . 現在、総合治水対策の対象となっている 17 特定河川を含め総合的な治水対策が必要と思われる都市部の河川に関し、治水安全度の目標の達成状況、水害の発生状況、市街化の動向等の周辺状況、流域での取り組み状況などから、現状での取り組みを強化すべきものやさらに高いレベルの治水安全度の達成を目指すものの選別など現在の状況にあった取り組みとなるように検討・推移させていくことが重要である。その中で 2 . で述べたような新しい視点に立った流域全体の取り組みをすすめていくべきである。
  
- 5 . 降雨量や流量あるいは市街化の動向などの基礎的なデータを継続的に収集し、より良い流域づくりに資する、より効果的で費用対効果の高い手法を検討するなど引き続き PLAN-DO-SEE のサイクルによる取り組みの展開が必要である。